

10/22

始動 マイナンバー

来年1月から希望者に配布される個人番号カードは今後、運転免許証などに代わって本人確認の主流になる可能性がある。小売店などではカードの取り扱い方法について、従業員教育をする必要も出てくる。

個人番号カードは表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されている。小売店などで会員証やポイントカードを作

本人確認どう変わる？

個人番号カードの表裏コピーがNGの理由



個人情報 (氏名、住所など) マイナンバー

特定個人情報

⇒ 収集・保管は原則禁止

る際に、本人確認のため収集・保管することを禁にカードをコピーする場止している。
面も多くなりそうだ。本人確認のためとはい
注意したいのは「コピーは表面だけ」という原則だ。マイナンバー法は氏名や住所などの個人情報は、マイナンバー法に抵触にマイナンバーが加わった「特定個人情報」を

表面のみコピー可能

はコピーもメモもしない」ということをアルバイト従業員などに周知徹底する必要はある。
個人番号カードには、電子証明書としての機能も標準搭載されている。これまで行政機関が独占してきた公的な個人認証を民間企業も活用できるようになる。例えばコンビニの端末でコンサートのチケットを発売するケースなど、サービスを受ける前に本人確認やログインといった認証が必要になる分野で個人番号カードを使う場面が増えそ
うだ。 〓おわり